

唐代河北地域の藩鎮と仏教

—幽州(盧龍軍)節度使の事例から—

松浦典弘

要旨

唐代後半期の河北地域は反側藩鎮の支配下であり、朝廷に対して半独立的姿勢を取っていた。仏教に関しても中央と異なる独自の傾向が見られるが、それに対して藩鎮が果たした役割は大きなものであったと考えられる。本稿では、特に幽州節度使のケースを取り上げ、石刻史料を題材として仏教との関わりについて検討する。まず、取り上げるのは法源寺所蔵の舍利記である。当初は智泉寺に蔵されていた舍利は、火災や廃仏を経て、憫忠寺に移されることになる。その際、幽州節度使が大きな役割を果たしたのである。次に房山石経と幽州節度使の関係について検討する。隋代に開始された石経事業は、八世紀前半には隆盛を極めるが、安史の乱により一時停滞する。八世紀末以降、再び盛んになるが、その際事業を援助したのが、歴代の節度使であった。このように幽州節度使は当地での仏教の発展に大いに貢献した。大規模に行われた会昌の廃仏の際も、この地での影響は限定的なものであったと考えられる。

キーワード…唐代、仏教、藩鎮

はじめに

唐代後半期の藩鎮体制下、河北地域は跋扈の姿勢を取る反側藩鎮によって支配されてきたため、十分に朝廷の影響力が及ばなかった。そうしたことから、仏教に関しても長安や洛陽、あるいは中央の影響力が強く及んだ地域とは異なり、独自の展開を遂げていた。⁽¹⁾

本稿では河北地域、特に幽州の仏教と政治・社会の関係を説明する作業の一環として、藩鎮と仏教の関係を、石刻史料を通して考察してみたい。特に北京市に現存する法源寺所蔵の唐末の舍利記と、これまでも研究の蓄積があり広く知られるところである房山雲居寺の石経事業を取り上げ、その藩鎮との関係について検討する。さらに当時の仏教に大きな衝撃を与えたとされる会昌の廃仏についても言及してみたい。

なお、本稿で取り上げる幽州(盧龍軍)節度使に関しては、『新唐書』卷二二二・藩鎮盧龍列伝にまとまった記載があり、その他『資治通鑑』『旧唐書』などの該当部分を適宜参照した。

一、法源寺所蔵の「憫忠寺重蔵舍利記」

憫忠寺は貞観一九年(六四五)に二代皇帝太宗によって高句麗遠征による戦没者の供養のため創建された古刹である。安史の乱の最中に至徳二載(七五七)、一時的に唐へ帰順していた史思明が肅宗のために奉じた「憫忠寺寶塔」が存在し、当時の幽州を代表する寺院であったことが窺われる。その繁栄は遼・金・元代へも引き継がれ、明の正統年間に崇福寺、清の雍正年間に法源寺と寺号を改め現在に至っている。

さて、ここで取り上げるのは法源寺に所蔵されている「憫忠寺重蔵舍利記」(以下「景福舍利記」)で、景福元年(八九二)十二月八日に記されたものである。この舍利記に関して、特に藩鎮と関わってくる部分を中心に考察を加えてみたい。

この碑の録文は『金石萃編』卷一一八に、また拓本写真が『北京図書館所藏中国歴代石刻拓本匯編』第三四冊に掲載される。碑の撰者は南叙で、「□街内殿講經論兼応制大徳沙門」の肩書きを有する。拓本写真は比較的鮮明であるが、全四一行中、二一行目までは下一文字ないしは二文字分を欠いており、判読不能な箇所がある。また、左上の部分を斜めに欠いているため、碑の作成に関係する僧の名を列記する最後七行で、やはり判読不能な箇所があり、三八行目から四一行目には上部に各一人ずつ僧の名が存在した可能性がある。ただ、『金石萃編』と照合することで大よそ解読可能なので、それによりつつ作成した録文を、碑での字の配列に準じたものと訓点を附したものをそれぞれについて以下に提示する。

なお、この碑とは別にかつて法源寺には会昌六年（八四六）九月に刻された采師倫書の「憫忠寺重蔵舍利記」（以下「会昌舍利記」）が存在した。こちらの方は既に失われてしまわれており、『日下田聞考』卷六〇などに残される録文から、その内容を知ることができるが、会昌の廃仏の終息に伴う復興に際して刻されたものであり、適宜参照していきたい。

「憫忠寺重蔵舍利記」録文

- 1 重蔵舍利記 葬舍利僧復嚴
- 2 茲舍利者昔隋文帝潜龍日有梵僧自印土至授舍利一
- 3 瓶曰此釋迦佛遺形耳檀越可爲主泊登寶位年號開皇至
- 4 廿年改仁壽至仁壽二年壬戌正月勅天下大州一百處□
- 5 舍利塔時幽州節制竇抗創造五層大木塔飾以金碧
- 6 崩舍利於其下至 大唐文宗皇帝大和八年甲寅經
- 7 二百卅三年天火焚塔迹後五六年間 武皇廼□釋
- 8 教至 宣宗初登寶位歲在丙寅勅修廢藍將興畚□

- 9 得石函於故基下時 旌麾清河公曉示人天專令
- 10 供施遷藏於憫忠寺多宝塔下復經冊三載中和二年
- 11 歲在壬寅又值火災延憫忠寺樓臺俱燼旋遇燕□
- 12 淘汰空侶不基年
- 13 隴西令公大王大庇生靈巨崇像設捨己祿俸造觀音
- 14 閣橫壯妙麗逾於舊貫寺僧復嚴陳力化導塑觀音像
- 15 當景福壬子年僉欲遷舍利於閣內乃陳辭上瀆
- 16 請發封壤 上許之即是年六月徒侶雲萃各竭其誠
- 17 塵壙曜靈香垸人手未淹食頃俄逢巨函縫印香泥記
- 18 鐫貞石繇是撒其蓋發其緘舍利光芒異香郁裂尋錄
- 19 狀捧金函詣子東門上獻 旌幢中權後營皆澡□
- 20 沐心通宵瞻礼重沓觀施復還本寺顯示城隍道俗□
- 21 黃金瓶如甕麥量內藏一粒仁壽舍利也二粒在塔□內
- 22 又二粒在小金合子內又九十粒如銀粟狀在琉璃餅內
- 23 玉環二髮七綜金銅棺槨異香釵釧等今又有二粒舍
- 24 利光彩甚瑩在銀結琉璃餅內即故臨壇大德明鑒
- 25 平昔隨身供養臨終授弟子捫忍今同收函內矧夫聖
- 26 日久歿遺形尚留爲福人天堅固不壞幸遇
- 27 王臣信重正法興隆同於寶坊載礼金骨而今而後何年
- 28 更逢匪獨人心澆醜抑亦時侵末法重闕于此觀音象

- 29 前谷變陵摧猶憑刊石記曰
- 30 大燕城內 地東南隅 有憫忠寺 門臨康衢
- 31 中有寶閣 橫雲嶺虛 閣有巨象 觀音聖軀
- 32 當象之前 緘于舍利 外石函封 內金函闔
- 33 填以異香 雜以珍器 用記歲年 景福壬子
- 34 景福元年十二月十八日記僧守因鐫
- 35 右街內殿講論兼應 制沙門南叙述 僧知常書
- 36 寺衆僧等
- 37 □□□ 念誦大德義氐 律大德公弁 律大德弘紹
- 38 僧宗楚 僧鴻徹 僧行信 僧行約
- 39 僧師泰 僧玄之 僧元爽 僧思賢
- 40 □□教 僧慶賓 僧公信 僧可誠
- 41 僧□涉 上座僧殷裕 都維那僧□誠

憫忠寺重藏舍利記

重藏舍利記 葬舍利僧復嚴

茲舍利者、昔隋文帝潛龍日、有梵僧自印土至、授舍利一瓶曰、此釋迦佛遺形耳、檀越可爲主。洎登寶位、年號開皇、至廿年、改仁壽。至仁壽二年壬戌正月、勅天下大州一百處、□舍利塔。時幽州節制寶抗創造五層大木塔、飾以金碧、廟舍利於其下。至大唐文宗皇帝大和八年甲寅、經二百卅三年、天火焚塔。迺後五六年間、武皇廼□釋教。至宣宗初登寶位、歲在丙寅、勅修廢藍、將興畚□、得石函於故墓下。時旌麾清河公曉示人天、專令供施、遷藏於憫忠寺多宝塔下。復經冊三載、中和二年、歲在壬寅、又值火災、延憫忠寺樓臺俱燼。旋遇燕□淘汰

空侶。不葺年、隴西令公大王大庇生靈、巨崇像設、捨己祿俸、造觀音閣、橫壯妙麗、逾於舊貫。寺僧復嚴陳力化導、塑觀音像。當景福壬子年、僉欲遷舍利於閣内、乃陳辭上瀆、請發封壤。上許之。即是年六月、徒侶雲萃、各竭其誠、塵瑩曜靈、香罽人手、未淹食頃、俄逢巨函、縫印香泥、記鐫貞石。繇是撤其蓋、發其緘、舍利光芒、異香郁裂。尋錄狀捧金函、詣子東門上獻旌幢、中權後營、皆澡□沐心、通宵瞻礼、重沓觀施。復還本寺、顯示城隍道俗、□黄金瓶如麩麥量、内藏一粒、仁壽舍利也。二粒在塔□内、又二粒在小金合子内、又九十粒、如銀粟狀、在琉璃餅内、玉環二髮七綜、金銅棺槨、異香釵劍等。今又有二粒舍利、光彩甚瑩、在銀結條琉璃餅内、即故臨壇大德明鑒平昔隨身供養、臨終授弟子捫忍、今同収函内。矧夫聖日久歿、遺形尚留、爲福人天、堅固不壞。幸遇王臣信重、正法興隆、同於寶坊、載礼金骨。而今而後、何年更逢、匪獨人心澆醜、抑亦時侵末法、重闕于此觀音象前、谷變陵摧、猶憑刊石。記曰、

大燕城内 地東南隅 有憫忠寺 門臨康衢 中有寶閣 橫雲嶺虛 閣有巨象 觀音聖軀 當象之前 緘于舍利 外石函封 内金函闕 填以異香 雜以珎器 用記歲年 景福壬子 葬舍利僧復嚴

景福元年十二月十八日記僧守因鐫

寺衆僧等 □□□濬 念誦大德義氤 律大德公弁 律大德宏紹 僧宗楚 僧鴻徹 僧行信 僧行約 僧□泰 僧元之 僧元爽 僧思賢
 □□□ 僧慶資 僧公信 僧可誠 僧□□ 上座僧殷裕 都維那僧□誠

以下、内容に関して、考察してみたい。ここに記される舍利とは隋の文帝の仏教振興政策の中で、仁壽二年(六〇二)正月の勅により全国の大州百箇所に舍利塔を建立することが命じられた際のものである。³⁾幽州においても五層の塔が建立され、舍利が内蔵された。この経緯については「会昌舍利記」の方に詳しく、仁壽四年に幽州刺史竇抗が智泉寺に木造の五層の塔を建立し、その下に舍利を安置したとする。智泉寺は房山石経の発願者である静琬が住した寺であり、この地域でも大規模な寺院であったと考えられ、主要な州ごとに配された舍利の安置場所としてはふさわしい。その後の朝廷の仏教政策を反映する形で、智泉寺は武后期には大雲寺、そして開元年間には龍興寺と改称され、幽州を代表する寺院でありつづけた。この間の事情に関しては、「会昌舍利記」に記されているためか、重蔵の際の「景福舍利記」

ではかなり省略されている。

さて、大和八年（八三六）に至って火災により舍利塔は焼失し、さらに会昌の廢仏により大きな打撃を受けることになる。宣宗の即位により仏教は復興されるが、その際この塔の跡から舍利を取めた石函が発見され、それが憫忠寺に遷された。「会昌舍利記」は、その際に記されたものである。

廢仏とその後の経緯に関して、「会昌舍利記」は次のように述べる。

会昌乙丑歲（五年、八四五）に泊び、大法淪墜し、仏法廢毀す。時に節制司空清河張公、勅に准じ封管八州内に於いて、寺一所を留め、僧十人を限る。越えて明年、制有りて再び釈教を崇し、僧二十を添え、勝果寺を置き、尼三十人を度す。秋八月二十一日、板築に因りて、廢寺の火焼せる浮図の下に於いて、石函寶瓶舍利六粒及び異香玉環銀釦等の物を得。伏して司空の固く釈門を護り、殷誠修敬するに遇い、仍お憫忠寺に送りて供養し、土庶をして瞻礼せしむ。九月二十八日に至り之を多宝塔の下に藏す。

一方の「景福舍利記」は、廢仏前後の事情に関しては「会昌舍利記」に比べると簡略で、以下のように記される。

武皇廼ち釈教を□す。宣宗初めて寶位に登るに至り、歳は丙寅に在り、勅して廢藍を修さしむ。將に畚□を興さんとするに、石函を故基の下より得たり。時に旌麾清河公、曉に人天を示し、専ら供施せしめ、遷して憫忠寺多寶塔の下に藏す（7～10行）。

両舍利記の中に「清河（張）公」と現れるのは、当時の幽州節度使張仲武であり、舍利を憫忠寺に遷し供養するに当たって幽州節度使の力が大きかったことが分かる。

張仲武が節度使の任にあつたのは、会昌元年（八四一）から大中三年（八四九）までの八年間であり、前任の史元忠が兵乱によって殺害されたのを受けての就任である。彼はもともと范陽の人であり当地の士卒の間に人脈があり、史元忠殺害後の混乱状態の中で、宰相であった李德裕もその能力を認め、中央の側から節度使として適任であると見なされた人物である。当時、北辺ではウイグルの侵入が激化しており、それを抑えることも期待されていたようであり、東面招撫廻鶻使に任じられ功を残し、勅命により李德裕の文による「幽州紀聖功碑銘」が建てられた⁴。

こうした背景もあつて中央との関係も比較的良好であつたようである。「会昌舍利記」では、廢仏の際の当地の対応に関して具体的な叙

述が見られるが、張仲武は規定どおりに廃仏を施行したことになっている。この点に関しては後述したいが、表立っては朝廷の命に従うような立場を取っていたことは考えられよう。但し、宣宗が復仏策をとると直ちにそれに従う形で仏寺復興を行ない、憫忠寺への舍利の移送などにも尽力していることから、どの程度実効性を持って廃仏が行われたのかについては疑問が残る。

さて、その後、中和二年(八八二)に憫忠寺は再び火災に遇ったが、まもなく復興される。ここでも節度使が大きな役割を果たすわけで、「景福舍利記」には次のようにある。

期年ならずして、隴西令公大王、大いに生靈を庇い、像設を巨崇し、己の祿俸を捨て、観音閣を造る。横壮妙麗、旧貫に逾ゆ。寺僧復殿、力を陳べ化導し、観音像を塑す(12〜14行)。

ここに現れる「隴西令公大王」とは、乾符三年(八七六)から光啓元年(八八五)まで幽州節度使の任にあった李可挙である。父である茂勲より世襲の着任で、回鶻の阿布思の末裔に当たる家柄である。彼が節度使の任にあったのは、黄巢の乱により唐朝の弱体化が決定的になっていた時期で、河北地域も李克用の勢力が伸長してきており、中央における朱全忠・李克用の対立とも連動して複雑な状況にあった。実際、憫忠寺が火災にあった中和二年というのは、四月に李可挙と郝連鐸の連合軍が李克用と戦火を交えており、切迫した状況にあったことが想定される。こうした状況下にあっても、憫忠寺の復興に尽力したことは、当地における憫忠寺の重要性、また節度使が仏教に対して大きな影響力を持っていたことを窺い得る。こののちも李克用との間の紛争は続き、李可挙は部将である李全忠の裏切りもあって焚死することになる。観音閣の建造事業は、火災後から光啓元年の李可挙の死までの間に行われたと考えられ、「不期年」の記述とも合致する。

なお、隴西令公大王については、李全忠の子であり李可挙の二代後の節度使になる李匡威とすることができなくもないが、李可挙と考える方が妥当である。この石刻が作成された景福元年(八九二)段階での節度使は李匡威であるが、観音閣の建造は中和二年の火災から間もなく着手されたのであるから、その後舍利を遷すまでに数年を経たということであろう。「景福舍利記」では、先の引用部分に続けて、景福壬子の年に当たり、みな舍利を閣内に遷さんと欲し、乃ち辞を陳べ上瀆し、封壤を発かんことを請う。上之を許す(15〜16行)。

とあり、観音閣の建造から舎利の閣内への遷移まで、一定の間隔が開いていたと考えて問題はない。

本碑が作成された景福元年前後も、李可挙の時代に引き続き山西を拠点とする李克用との間で激しい抗争が繰り返されており、盧龍軍と

成徳軍が連合して李克用に対峙する形勢であった。特に景福元年には李匡威は成徳軍節度使の王鎔を援助する形で兵を出していたが、その間に弟匡籌に節度使の地位を追われ、王鎔の庇護のもと鎮州に拠ることになる。そのご成徳軍の乗っ取りを図ったがため、最終的には王鎔配下の者によって殺害されてしまう。

ところで、成徳軍節度使の王鎔は中和三年（八八三）から唐の滅亡に至るまで二五年の長きにわたってその地位にあったが、やはり仏教との関係が深かった。管内の趙州に拠り禪宗の発展に貢献した從諗との深い関わりは夙に指摘される⁽⁵⁾ところである。また、これより以前、臨濟義玄が最終的に住し入寂したのも成徳軍管内の鎮州であり、当時の節度使であり王鎔の祖父に当たる王紹懿との交流も推測されている。成徳軍節度使は長慶年間以降、王氏によって世襲されており、中央政府から半ば独立したような状況であった。仏教に関する政策も必ずしも中央の意向を反映したものでなく、節度使の庇護のもと、禪宗が独自の発展を遂げていたのである。

二、房山雲居寺と幽州節度使

次に幽州節度使と仏教との関係を知るための史料として、房山雲居寺における石経事業に関して注目してみたい。北京の西南郊外に位置する房山雲居寺は、隋の静琬による石経事業の創始にその淵源を持つ。寺の創建は唐代貞観年間とされるが、静琬の死後も唐一代その事業は継続して行われ、藩鎮体制下では幽州節度使が影響力を持った。

唐代の雲居寺の歴史に関しては、わが国では塚本善隆氏による研究が代表的なもので、近年では氣賀澤保規氏による研究が注目される⁽⁶⁾ところである。また、中国においても唐代の房山に関する多くの研究成果が出されているが、それらの主なものに関しては呂鉄鋼主編・中国仏教文化研究所編『房山石経研究』全三冊（中国仏教文化出版有限公司 一九九九）に収められている。また、石碑や石経の題記の録文集成した『房山石経題記彙編』（書目文獻出版社 一九八七、以下『題記彙編』）があり、中国仏教協会・中国仏経図書文物館編『房山石経隋唐刻経』（華夏出版社 二〇〇〇、以下『隋唐刻経』）において拓本写真の出版もなされている。それらによりつつ、特に節度使との関係に注目して検討してみたい。

さて、塚本氏や氣賀澤氏の研究においてすでに詳述されているところであるが、開元・天宝期には雲居寺における石経事業は大規模化し、現地の有力者も深くかかわるようになっており、玄宗の妹である金仙長公主の援助に見られるように中央の政界との関わりも生じていた。さらには商工業の発展を背景にして、同業者組織である「行」が積極的に石経事業に関与し、空前の隆盛を迎えていたのである。しかしながら、天宝一四載(七五五)にまさにこの地域を拠点として勃発した安史の乱による混乱で、石経事業は継続して行われてはいたものの衰退することになる。

安史の乱後、この地域は反側藩鎮である幽州節度使の配下に入り、中央の影響が及び難くなる。そうした中で石経事業は続けられていたが、当初は藩鎮が大きく事業に関わっていたような形跡はない。安史の乱終息以降も兵乱が相次ぎ、不安定な状況が続いていたことが要因として考えられる。この地域が一応の落ち着きを取り戻したのは貞元年間になってからで、それに伴う形で藩鎮の石経事業への積極的な関与が見られるようになる。以下、石経の刊刻に関わりがあったことが確認できる節度使を順を追ってあげていくことにする。

房山石経に深く関わったことで、まずあげられるのは劉済で、貞元元年(七八五)から元和五年(八一〇)の二十六年にわたって節度使の地位にあった。その間、房山の石経事業に隆盛をもたらし、唐代後半期の房山の復興において大きな功績を残した。父の劉怱も幽州節度使を務めており、その地位は世襲されたものであるが、兵乱も収まり安定に向かう時期であった。若い頃は長安で生活した時期もあったよう⁽⁸⁾で、科擧にも及第している。貞元年間のこの周辺地域の節度使は朝廷に対して跋扈の姿勢をとる者が多かったが、劉済はその中では比較的穏健な方であり、朝廷の意向をうけ成徳軍の王承宗の反乱鎮定への出兵も行っている。

大般若経をはじめ何点かの石経の題記に経主として名を残す劉済であるが、元和四年(八〇九)四月八日に自らが撰した碑文「涿鹿山石経堂記」は、その石経事業への取り組みが窺われるものである。⁽⁹⁾この碑の中では唐朝建国間もない頃からの房山の石経事業の流れ、特に玄宗の妹である金仙長公主の功績を述べた上で、次のように続ける。

済は遂に俸錢を以て奉じて聖上の為に大般若経を刊造し、今年四月を以て功就く。親自ら率励し、道俗と石経峯の下に齊会す。

安史の乱で衰退していた石経事業は劉済の時期に本格的に再開されたのであるが、当地の僧侶や俗人を幅広く取り込んだの事業であり、それを自らの俸給を投じて纏め上げたのが、節度使の劉済であった。開元・天宝期には民間レベルでも盛んに石経事業が行われていたが、安

史の乱後は藩鎮勢力の援助なくして大規模な復興は不可能であったのであろう。劉済の時代に至って、幽州節度使管内も安定し、節度使の積極的な事業への関与も可能になったのである。こうして石経事業に尽力した劉済であるが、最後は子の総によって毒殺されてしまう。

その劉総であるが、父のみならず兄をも殺害して、節度使の地位を自らのものとし、元和五年（八一〇）から長慶元年（八二一）まで任にあった。残忍な人物であったとされるが、唐朝の方では父や兄の殺害という事実を把握しておらず、嗣位を認めてしまった。劉総と石経事業の関係であるが、塚本氏によって既に指摘されているように、やはり援助を行っていたようであり、劉済によって大規模に復興された石経事業は継承されていたのである。

また、以下の逸話からも、劉総と仏教との深い関わりが窺われる。憲宗の抑藩政策が進み、反側藩鎮が平定されるにつれ、劉総は自らの立場に不安を覚えるようになる。そうした状況もあつてか、嘗て自らが毒殺した父や兄が祟りを為すことを夢見ては恐れおびえるようになり、その結果仏教に傾倒し、庁舎内に数百人の僧を置き仏事を営ませた。時が経つにつれ精神的な不安は益々高まり、遂には朝廷に節度使の交代を申し出、自らは出家して僧となり、私邸を仏寺にすることを願ひ出た。朝廷の方では改めて天平軍節度使に任ずるつもりであったが、すでに剃髪してしまつていたため、紫衣と大師号「大覚」さらに「報恩」の寺号を賜つた。¹⁰ こうした劉総の行動からも、復興しつゝあつた房山石経の事業を援助したことは首肯される。

次に宝曆二年（八二六）から大和五年（八三二）に在任した李載義についてであるが、その名は経主としては確認できない。但し、大和二年及び三年に六月十一日付で涿州刺史李載寧の名で「大般若波羅密多経」が奉じられているが、これは載義と排行を同じくする者である。¹¹ この石経は「司空の慶寿日」或いは「相公の慶寿日」のために作成されたとあるが、この「司空」「相公」が節度使李載義で、節度使の生誕日を祝賀するために石経が奉納されていたことが分かる。また、大和二年四月八日付けの「仏説鶻掘摩経」は羅東門の百姓、同日付「金剛三昧経」は石幢南の百姓といったような庶人階層の者たちが、司空すなわち節度使李載義のために奉じたものである。¹² ここにも幽州節度使や地域社会と雲居寺の深い関係が表れている。

次いで節度使となつた楊志誠は大和五年（八三一）から八年（八三四）まで節度使の任にあつたが、やはり石経との関係が窺われる。大和七年に刻された「父母恩重経」は彼が経主で、その父母のために作られたものである。¹³ また、節度使のために石経を奉納することも引き

続き行われており、大和五年四月八日に刻された「大仏灌頂経」などがそれに当たる。⁽¹⁴⁾ その経主の筆頭に名を連ねる楊志栄は志誠と排行を同じくする者である。特に大和七年の「佛説七俱胝仏大心准提陀羅尼経」では、楊志栄を筆頭に、雲居寺大徳の眞性をはじめとする数名の僧、さらに多数の庶人が名を連ねる。⁽¹⁵⁾

楊志誠が兵乱により放逐されたあと、兵馬使であつた史元忠が推され、その地位を引き継いだ、やはり房山の石経事業に深く関与した。彼は会昌元年(八四一)に兵乱により殺害されるまで地位にあつたが、開成年間(八三六〜八四〇)に刻された「善恭敬経」など数点の石経の経主としてその名は見られる。⁽¹⁶⁾ さらに撰平州刺史であり盧龍軍留後であつた史元寛や守嬀州刺史であつた史元建の名も存するが、彼らは史元忠と排行を同じくする者であろう。また、同時期に瀛州刺史史再榮・涿州刺史史再新の名も何点かの題記に見られるが、彼らは史元忠から見えて一代上の排行にあたる。⁽¹⁷⁾ 藩鎮勢力が大規模に事業をバックアップしていたのであろう。史氏一族の名を経主として記す題記で年代の確認できる下限のものは会昌元年四月八日付である。元忠が兵乱により殺害されるのが、同年の八月であり、それが史氏全体の勢力失墜にも繋がり、藩鎮による事業も途絶えたのであろう。さらにその後の会昌五年に施行された廢仏も影響を及ぼし、石経事業は低調となることは避けられなかった。

会昌の廢仏終息後に、房山石経の経主として名を見せる節度使は、大中四年(八五〇)から咸通十三年(八七二)年まで二十二年の長きにわたって在任していた張允伸であり、数多くの石経に関わっている。范陽の人で代々幽州節度使に仕えており、節度押衙兼馬歩都知兵馬使の任にあつたが、節度使周繚の病のため推挙され節度留後となり、中央がそれを追認し節度使に任じられた。中央との関係は比較的良好で、当地の情勢も安定していたことにより石経事業も順調に進んだのであろう。兄の允行、弟の允臯も数多くの石経の経主として名を残しており、藩鎮あげての事業への援助が窺われる。⁽¹⁸⁾

さらに房山石経のみならず、この地域の仏教への広い影響を及ぼしたことが知られるのが、公乘億撰「魏州故禅大徳獎公塔碑」(『文苑英華』卷八六八)で、

大中五年、伏して盧龍軍節度使張公の奏して壇場を致すに遭い、和尚是の時戒相方に具わる。而後、大中九年、再び侍中張公の重ねて戒壇を涿郡に起つるに遭い、衆 和尚に請うに、六たび星紀を踰え、三たび講筵を続べ、金石の微言を宣し、玉毫の眞宗を示すを

以ってし、三千大千の世界、瞻依せざる靡く、十一十二の因縁、竟に凝滞する無し。

とあり、盧龍軍節度使張公すなわち張允仲は大和五年と九年の二度にわたり戒壇の設置を行ったことがわかるのである。

大徳契公は興化存契であり、この地で出家得度し、こののちの禪宗の発展にも関わってくる人物である。後に南方へ移り、臨濟義玄に師事することになるが、義玄に随ひ盧龍軍に隣接する成徳軍管内の鎮州へ移っていた乾符二年（八七五）に幽州へ戻ることを要請される。これは結局実現しなかったが、このとき招請する側にあつたのが、幽州節度押兩蕃副使の董廓・幽州律大徳沙門僧の惟信・涿州石経寺監寺律大徳の弘嶼らである。これらの人物について詳細は分からないが、幽州藩鎮の仏教への影響力や仏教界とのつながりが窺われ、さらには当地において雲居寺（石経寺）が中心をなす寺院の一つであつたことが分かる。

以上、劉総から張允仲まで房山の石経事業との関わりで名前の確認される節度使をあげてみたが、ここで藩鎮との関わりを含めて唐代後半期の雲居寺側の状況の一端を知る上で貴重な内容を含む碑を取り上げておきたい。咸通八年（八六七）十一月四日に建てられた「大唐雲居寺故寺主律大徳神道碑銘」である。⁽²⁰⁾

碑の内容は、雲居寺の寺主を長きにわたつてつとめ、大和九年（八三五）に八十四歳で卒した真性の事績であるが、その中で藩鎮との関わりが見られる部分を挙げてみる。

元和中、簾察使相国彭城劉公、其の高節を慕い、亟やかに臨壇を請い、手字豊飛し、使車交織す。劉公は元和五年まで節度使をつとめた劉済、もしくはその後を継いだ息子の劉総であり、安史の乱後の石経事業の復興の中、真性はこの地に招請されたのである。さらに、

大和有九祀に暨び、方伯司徒史公の領戎するや、常に目して山を重んじ、聊風徳を仰ぐ。乃ち曰く、昔三蔵経を天竺より伝え、六祖化を曹溪に広めて、方めて涿鹿の名区にして、時に異人間々出づる有るを知る、と。

とある。「史公」は史元忠であり、節度使就任は大和八年であるから、間もなく真性に帰依したことになる。真性は一年も経たず大和九年九月二三日に没しているが、史元忠がその後石経事業に深く関わったことは既述の通りである。

元和年間から大和九年に卒するまで約三十年にわたり、真性は雲居寺の寺主として石経事業に中心的な役割を果たしてきた。唐代後半期

における房山の石経事業の復興において、真性が雲居寺側で占めた位置は大きなものであり、恐らく歴代の節度使の帰依を受け、藩鎮との結びつきを強めることで、多大な援助を得ることができたのであろう。

さらに建碑の経緯を述べた部分であるが、この碑が最終的に完成したのは真性の没後三十年以上経ってからのことになる。真性の没後、主な弟子七人（仲説・恒智・鑿直・惠増・志千・文展・宝定）のうち当地に残っていた四人が恩に報いんとして、葬るにあたり塔を建て、さらに事績を記した碑を建てようとした。ところが、

俄に先朝の大いに沙汰を興すに属し、寺皆毀廢し、僧林巖に通る。

とあるように会昌の廢仏により、事業は一旦頓挫する。仏教復興の後、事業が再開され完成に至ったのは以下にあるとおりである。

仏日重ねて明らかになり、屢しば星歳を更むるに洎び、七人の内、唯宝定のみ存す。其の誠は則ち深きも、其の力は置かず。（仲）説公の門人の前寺主僧弘信有り、即ち釈門の孫なり。戒律清肅にして、義心堅勇、本師の早に歿し、宿志未だ陳べざるを悲しみ、定公と相扶け、再び崇立せんことを議す。

会昌の廢仏の当該地への影響については後述したいが、目立った事業を起こしがたい状況にあったことは確かであろう。本碑が建てられた咸通八年というのは、先にも述べたように唐末の房山の石経事業に深く関わっていた張允伸の節度使在任期間中である。従って、廢仏後ここに至って建碑事業を再開することが可能になったのは、雲居寺僧の熱意もさることながら、張允伸の雲居寺への援助が大きく影響したことが推測される。

張允伸より後、節度使が石経事業に深く関わった形跡は見られず、石経事業自体も衰退し途絶えることになるが、これに関しては、唐末の混乱の中でこの地域が各勢力間の抗争に巻き込まれ不安定な状況にあったことが大きな原因であろう。これまで見てきたように唐後半期に石経事業が盛んであったのは、概して幽州節度使の統治が比較的安定していた時であり、張允伸の在任時代というのは正にその最後の時期に当たる。幽州節度使の強力な後押しがあつてこそ、唐代後半期の石経事業は展開されていたということになる。

なお、天寶期には積極的に石経事業に携わっていた商工業の同業者団体である行が、安史の乱以後は関わりが薄れ、貞元期にはやや回復を見せたものの、天寶期の盛況に比すると劣っている。²¹⁾この点も節度使の積極的な主導権の下、事業が行われざるを得なかったということ

に繋がってくるだろう。

三、会昌の廢仏と幽州節度使

会昌の廢仏が仏教界に打撃を与え、その後の中国仏教に大きな影響を及ぼしたことは広く指摘される⁽²²⁾ところである。但し、その影響の及び具合というのは地域によって一様ではなかった。当時の藩鎮体制下においては朝廷との関係は各藩鎮によって異なっており、そのため廢仏の施行の度合いにおいても差を生じていたことが推測される。反側藩鎮として中央から半ば独立したような状況にあった幽州ほか河北地域の藩鎮では、廢仏に対する対応も独自のものとなっていたのではないか。本章ではこれまで検討してきたことを踏まえつつ、会昌の廢仏に対する幽州節度使の対応について考察してみたい。

まずは、会昌の廢仏に関して、その具体的内容から確認しておきたい。即位以来しばしば道教を重んじ仏教をその下に置き規制するような姿勢を武宗がとってきたことは、『入唐求法巡礼行記』などの記述から確認されるところであるが、本格的且つ大規模な形で廢仏に踏み切ったのは会昌五年（八四五）の七月から八月にかけてのことである。

まず、七月に寺院や僧尼の数を制限する規定が出されている。即ち、長安と洛陽に関しては両街にそれぞれ二寺ずつ（長安四寺・洛陽四寺）、各寺には僧侶三十人ずつ、各藩鎮と同・華・商・汝各州はそれぞれ一寺ずつ、僧侶に関しては藩鎮・州のランクに応じて、上等二十人・中等十人・下等五人に制限され、残りの寺院は破棄され、僧侶は還俗させることとされたのである⁽²³⁾。

僧侶の数に関しては、翌八月にはさらに制限が加えられる。洛陽は一寺あたり二十人、諸道のうち上等は十人、中等は七人、下等は僧侶を置かないこととされたのである。

廢仏当時の幽州節度使は張仲武であったが、その廢仏への対応はどのようなものであったのだろうか。『資治通鑑』卷二四八・会昌五年八月条には先の廢仏規定に続けて次のようにある。

五台の僧は多く亡れ幽州に奔る。李徳裕 進奏官を召して謂いて曰く、「汝趣きて本使に白せ、五台の僧は將と為るも、必ず幽州の卒

に如かず、何為ぞ虚しく容納の名を取りて、人口に染めんや。独り近日劉從諫の無算の間人を招聚するを見ず、竟に何の益有らんや。」と。張仲武乃ち二刀を封じ居庸関に付して曰く、「游僧の入境する有らば、則ち之を斬る。」と。

聖地として殷賑を極めていた五台山は、廃仏により深刻な打撃を被ったのであるが、それを避けんとして五台山の存在する河東藩鎮から幽州藩鎮へと多くの僧が逃れていったのである。幽州節度使張仲武は李德裕の戒めに応える形で厳格に廃仏を実行したかのように記述されているが、まず五台山の僧が弾圧を避けようとして幽州に向かったということ自体が、廃仏規定を幽州節度使が遵守していなかったことを示唆している。先にも述べたように、張仲武は中央との関係も比較的良好であったので、形式的に従うような姿勢をとったのではないだろうか。

河北地域の廃仏の不徹底に関しては、当時唐に渡っており廃仏にも巻き込まれた円仁も指摘するところであり、『入唐求法巡礼行記』巻四・会昌五年十一月三日条には次のようにある。

唯だ黄河より已北の鎮・幽・魏・路等の四節度は、元來仏法を敬い重んずれば、舎を圻さず、僧尼を条流せず。仏法の事、一切之を動かさず。頻りに勅使の勘罰せんとするあるに、云う、「天子自ら来りて毀圻焚焼すれば、即ち然るべし。臣ら此の事を作す能わざるなり。」と。

帰国準備のため山東の登州文登縣に滞在していた円仁が得た情報では、河北の四節度使は中央の意向を無視し、廃仏を行わなかったことになつていたのである。廃仏の憂き目に遇い、仏寺が破棄され僧尼が還俗させられる現場を道中目撃してきた円仁にとって、この情報はせめてもの救いであつただろう。同年の八月十六日に登州へ到着した円仁は、長安から遠く離れた当地での激しい廃仏の様子を目撃し、大きな衝撃を受けている。そうした心情から為される記述であり、僧としての円仁の立場も多少は考慮しなければならぬが、ある程度は信用できるものとみてよからう。

それでは廃仏を拒否したとされる四藩鎮の当時の状況とはどのようなものであつたのだろうか。会昌五年十一月時点の幽州節度使以外の三節度使は、成徳軍節度使(鎮)は王元逵、魏博節度使(魏)は何弘敬であり、昭義軍節度使(路)は前年に着任した盧鈞である。

このうち昭義軍は、劉悟、劉從諫の父子二代にわたつて穆宗朝以来二十年以上跋扈の姿勢をとっていた。しかしながら、会昌三年に従諫

の没した後は世襲を目論んだが失敗し、結局中央により平定される。その後をうけ、会昌四年には中央から盧鈞が節度使として派遣されており、会昌五年時点では他の三藩鎮と状況が異なり、朝廷に対して恭順の姿勢をとっていた。²⁴したがって、劉氏の時代は廃仏を含め中央の意向に従うことはなかったが、盧鈞赴任後は円仁の記述と異なり、廃仏を規定に従い断行していた可能性は高い。

これに対して、成徳と魏博はやや状況が異なる。成徳では王元達が父の庭湊から地位を世襲し、大和八年（八三四）から大中八年（八五四）まで二十年にわたって在任しており、その後も王氏によって唐末まで世襲が続けられている。²⁵また、魏博の何弘敬も父進滔からの世襲で、開成五年（八四〇）から咸通七年（八六六）まで二十六年在任し、その地位は子の全皞に受け継がれた。²⁶この時期、両藩鎮とも中央との関係は比較的良好であったが、長期にわたって節度使の地位を世襲しており半独立的な立場を取っていたので、円仁の記述のような状況も十分ありえよう。特に成徳藩鎮については、このち禅仏教と深く関係すること、既に前章で指摘したとおりであるが、廃仏の打撃が比較的小さかったことが影響しているであろう。

それでは、幽州節度使張仲武は廃仏に対して如何なる態度をとったのであろうか。先に取り上げた憫忠寺の「会昌舍利記」は廃仏に関して比較的詳しく述べている。すなわち、管内には仏寺を一ヶ所、僧侶を十人のみ残したというのである。当時の藩鎮の等級付けにおいて幽州節度使は上等に位置付けられており、会昌五年八月の厳格化された規定によれば、この数字は廃仏規定を遵守していることになる。ところが、翌年武宗が崩御し宣宗が即位したのに伴い、廃仏が緩和され仏教が復興されると、一転して仏教を復興する側に転じているのである。そうした中で舍利の憫忠寺への遷蔵が行われたのであるが、二つの舍利記、特に「景福舍利記」の方では、その功績が強調されている。恐らく李徳裕から廢仏徹底の命を受け形式的には従ったが、それほど厳格なものにならず不徹底に終わってしまったのではなからうか。実際、房山における石経事業も一時的には衰退したが、大中年間後半から咸通年間にかけては節度使張允伸の尽力もあり、ある程度の回復を遂げている。真性の神道碑に見られるように、一時的に事業の中断はあったであろうが、さほど大きな打撃は無かったのではないか。唐末に石経事業が断絶してしまうのも、むしろ当該地域の政治的な不安定が原因と解する方が妥当であろう。

結びにかえて

以上、検討してきた史料から、唐代後半期、この地の仏教事業に関わったことが確認できる節度使は、以下のとおりである。

劉洎 貞元元年(七八五) 九月～元和五年(八一〇) 七月

劉總 元和五年(八一〇) 九月～長慶元年(八二二) 三月

李載義 宝曆二年(八二六) 十月～大和五年(八三二) 正月

楊志誠 大和五年(八三二) 四月～大和八年(八三四) 十一月

史元忠 大和八年(八三四) 十一月～会昌元年(八四二) 九月

張仲武 会昌元年(八四二) 十月～大中三年(八四九)

張允伸 大中四年(八五〇) 十一月～咸通十三年(八七二) 正月

李可許 乾符三年(八七六) 五月～光啓元年(八八五) 六月

唐代後半期の河北地域の仏教に対して節度使の果たした役割は大きく、その援助によって多くの事業が行われてきたのである。一方で藩鎮が事業を主導することで、地域住民を懐柔するような意図もあつたであろう。中央政界とは一線を画したこの地域において、大きな力を持った藩鎮が、仏教の動向を大きく左右したのである。

唐末の混乱はこの地域の仏教に大きな打撃を与えたようであるが、やがて契丹(遼)の支配下にはいることになり、宋とは異なる独自の仏教文化が繁栄する。そうしたことの背景には、藩鎮体制下、中央とは一線を画した状況にあり、廃仏の影響が少なかったことがあるかもしれない。本稿においては幽州節度使との関係に絞って考察を試みたが、地域社会全般と仏教の関わり、あるいは周辺地域の状況などについては今後の課題としたい。

注

- (1) 柳田聖山「唐宋五代の河北地方に於ける禪宗興起の歴史的社会的事情について」(『日本仏教学会年報』第二五号、一九六〇)など。
- (2) 後継注(6)塚本善隆論文では、「会昌舍利記」を引用するが、「景福舍利記」には特に触れられていない。
- (3) 隋の文帝の舍利をめぐる政策に関しては、『弘明集』卷一七に詳しい。
- (4) 『会昌一品集』卷一。
- (5) 成徳節度使と仏教の関係については、金井徳幸「唐末五代鎮州(正定)に於ける臨濟禪―鎮將王並びに五代山文殊信仰との関係を中心に―」、西尾賢隆「唐代後半期における成徳藩鎮下の仏教」(『中国近世における国家と禪宗』思文閣出版、二〇〇六)所収、初出は『古代文化』三三三―一〇、一九八二)など参照。
- (6) 「房山雲居寺と石刻大蔵経」『塚本善隆著作集』第五卷(『中国近世仏教史の諸問題』大東出版社、一九八五)。「石経山雲居寺と石刻大蔵経」(『東方学報』京都』第五册副刊、一九三五)より改稿したもの。
- (7) 「唐代房山雲居寺の発展と石経事業」(同氏編『中国仏教石経の研究―房山雲居寺を中心に―』京都大学学術出版会、一九九六)
- (8) 劉涪の墓誌は、元和年間における中央政府の有力者である権徳輿が撰したものが残されているが、そこにも長安に滞在した事は記される。『権載之文集』卷二「唐故幽州盧龍節度副大使知節度事管内支度營田等使開府儀同三司檢校司徒兼中書令幽州大都督府長史上柱国彭城郡王贈太師劉公墓誌銘并序」
- (9) この碑は早くに佚しており、『題記彙編』一五―一六頁は塚本氏が前掲論文に地方志などをもとに提示した録文を掲載する。
- (10) 劉綏の出家に至る経緯に関しては、両唐書の伝及び『資治通鑑』以外に、元稹の手に成る「授劉綏守司徒兼侍中天平軍節度使制」及び「許劉綏出家制」(ともに『元氏長慶集』卷四二)参照。後者には「宜賜法号大覺、仍賜僧臘五十夏」とあり、法号に加え夏臘を賜ったことがわかる。
- (11) 「涿州刺史使持節充永泰軍營田団練塘南巡等使檢校右散騎常侍兼御史大夫李載寧奉為司空慶寿日敬造大般若経式条」(『題記彙編』一六二頁及び『隋唐刻経』一五―四六七頁)
- (12) 「羅東門百姓奉為司空敬造石経一條、送往大石経花嚴堂、四月八日建記」(『題記彙編』二二二―二二五頁及び『隋唐刻経』三八五―六頁)、「石幢南百姓等奉為司空敬造石経一條、并送一千人供往大石経山、大和二年四月八日建」(『題記彙編』二二五―二二七頁及び『隋唐刻経』三一三八―三四頁)
- (13) 「奉為翁翁婆娑婆造父母恩重石経一條 経主幽州盧龍節度觀察処置押契丹兩蕃等使檢校工部尚書兼御史大夫楊志誠」(『題記彙編』二二三八頁及び『隋唐刻経』三一三九―六頁)
- (14) 「奉為常侍敬造送往大石経山、大和五年四月八日立」(『題記彙編』二二七―二二九頁及び『隋唐刻経』三八八頁)
- (15) 額に「奉為尚書敬造七俱胝之経」とあり、一行目に「節度押衙銀青光祿大夫檢校太子詹事使持節莫州諸軍事兼權莫州刺史兼監察御史充本州団練唐典軍使知子州事楊志榮」と記す。僧侶は裏面の額の部分に「雲居寺大徳僧眞性、寶刹寺大徳僧玄素・寶刹寺律座主僧惟簡・花嚴座主僧常辯、雲居寺僧戒然、寶刹寺僧智明、金閣寺道場僧普幽」が名を連ねる(『題記彙編』二二三―二三四頁及び『隋唐刻経』三一三九―三三頁)。眞性に

関しては後述する神道碑が残されている。

- (16) 例えば、「善恭敬経」では「幽州盧龍節度副大使知節度事觀察処置押契丹経略盧龍軍等使銀青光祿大夫檢校尚書右僕射兼幽州大都督府長史御史大夫史元忠 僕射四月八日於西山上仏経銘一首」(『題記彙編』二四〇頁及び『隋唐刻経』三一四〇七頁)とある。
- (17) 例えば、開成二年四月八日付の大般若波羅密多経の題記には、「奉為婆婆僕射造大般若経一條 十一翁銀青光祿大夫檢校太子賓客兼侍御史史再榮 経主使君涿州刺史使持節涿州諸軍事銀青光祿大夫檢校太子賓客充永泰軍當田団練塘南巡等使兼侍御史史再新、六郎兼監察御史史元寛、七郎兼監察御史史元直、九郎兼監察御史史元迪、廿郎兼監察御史史元建、廿一郎兼監察御史史元宗」(『題記彙編』一七二頁及び『隋唐刻経』五一五—一六頁)とある。
- (18) 例えば、咸通二年四月の紀年をもつ大般若波羅密多経の題記には「幽州盧龍節度使檢校司空中書門下平章事張允伸 兄御史大夫允行」(『題記彙編』一七六頁及び『隋唐刻経』五一五三四頁)とある。
- (19) 興化存奨については、横井聖山「興化存奨の史伝とその語録—中国臨濟禪創草時代に関する文献資料の綜合整理、覚書、その一」(『禅学研究』第四八号、一九五八)に詳しい。本稿で引用した「魏州故禪大德奨公塔碑」に関しては、末尾に全文が附載され校勘がなされている。
- (20) 本碑は雲居寺に現存する。塚本前掲論文は碑の下半分が地中に埋まり判読不明として、「白帶山志」に拠り、「題記匯編」一七〇—一九頁にも録文を掲載する。また、雲居寺文物管理処編『雲居寺貞石録』(北京燕山出版社、二〇〇八年)は、碑及び拓本の写真、録文を掲載しており有用である。
- (21) 氣賀澤保規「唐代幽州の地域と社会—房山石経題記を手がかりとして—」(唐代史研究会編『中国都市の歴史的研究』刀水書房、一九八八)、唐耕耦「房山石経題記中的唐代社邑」(『文献』一九八九年第一期)など。
- (22) 会昌の廢仏に関する研究は多数あるが、本稿の論旨と深く関わるものとして、特に西尾賢隆「円仁の見聞した会昌廢仏」(前掲書所収、初出は『應陵史学』第五号、一九七九及び『花園大学研究紀要』第一二号、一九八〇)をあげておきたい。
- (23) 『資治通鑑』卷二四八・会昌五年七月条
- (24) 『新唐書』卷一三九など。
- (25) 『新唐書』卷一三六など。
- (26) 『新唐書』卷一三五など。